

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年 6 月 29 日

金 曜 日

号 外(8)

目 次

規 則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部の
施行期日を定める規則

1

規 則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部の
施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成30年 6 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第41号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条
例の一部の施行期日を定める規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成30
年富山県条例第56号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成30年 6 月
29日とする。

(税 務 課)

